

公立大学法人熊本県立大学

第3期中期目標の期間の終了時の検討について

1 趣旨

知事は、評価委員会が公立大学法人について、中期目標の期間の終了時までに見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中間評価」という。）を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。（地方独立行政法人法第79条の2）

また、検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聞かなければならないとされている。（同条第2項）

2 評価委員会検討方針

(1) 実施時期

今年度は、第3期中期目標期間（H30～R5）の終了年度に当たり、昨年度「中間評価」を実施したことから、これも踏まえ、終了時の検討を行う。

実施時期（予定）：令和5年8月（令和4年度実績等評価の審議と合わせて検討）

(2) 検討方法

法人が受審した次の評価の内容を踏まえ、検討する。

① 中間評価（評価機関：公立大学法人評価委員会）

実施時期：令和4年8月

② 認証評価（評価機関：公益財団法人大学基準協会）

実施時期：令和5年3月